

重要土地等調査法に基づく「注視区域」及び「特別注視区域」の指定について（報告）

内閣府から、本市の一部区域が「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」といいます。）に基づく「注視区域」及び「特別注視区域」の指定の候補となる旨の通知がありましたので、報告します。

1 重要土地等調査法制定の経緯

国においては、国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用をめぐる、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。

こうした状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。

この閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえた重要土地等調査法が、令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。

2 重要土地等調査法の概要

重要土地等調査法は、安全保障上重要な施設（以下「重要施設」といいます。）や国境離島等の機能を阻害する土地・建物（以下「土地等」といいます。）の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を「注視区域」又は「特別注視区域」として指定し、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為（以下「機能阻害行為」といいます。）が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告・命令を行うものです。

＜機能阻害行為の例＞自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設に対する妨害電波の発射 等

3 対象区域の枠組み

重要施設の周辺及び国境離島等を「注視区域」として、「注視区域」のうち、機能が特に重要なもの又は機能阻害が容易であり代替が困難なものを「特別注視区域」として、国が指定します。

また、当該指定に当たっては、官報で公示されるとともに、内閣府のホームページに区域図が掲載されます。

注視区域

- 重要施設の周辺（防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設（原子力関係施設等）の敷地の周囲おおむね1,000メートルの区域）
- 国境離島等（国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域）

特別注視区域

- 注視区域のうち、重要施設や国境離島等の機能が特に重要なもの又はその機能を阻害することが容易であるものであって、他の重要施設や国境離島等によるその機能の代替が困難であるもの
例）重要施設：司令部機能、警戒監視・情報機能を有する防衛関連施設等
国境離島等：無人の国境離島

4 調査、届出、勧告・命令

(1) 調査

国は、「注視区域」・「特別注視区域」内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止するため、これらの土地等の利用の状況を把握する調査を行います。調査は、所有者等の氏名、住所、国籍等について、公簿（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地調査等を実施します。

なお、思想や信条に係る情報を含め、その土地等の利用に関連しない情報を調査することはありません。

(2) 届出

「特別注視区域」内にある面積が200平方メートル以上の土地等について、当該土地等の所有権の移転等に係る契約を締結する場合、契約当事者は、国にあらかじめ届出を行う必要があります。

ア 対象となる土地等

- ・面積が200平方メートル以上の土地
- ・各階の床面積の合計が200平方メートル以上の建物

イ 対象となる契約

売買、贈与、交換等

※相続による所有権の移転は対象外

ウ 届出事項

- ・当事者の氏名、住所、国籍等
- ・土地等の所在、面積、利用目的等

(3) 勧告・命令

国は、「注視区域」・「特別注視区域」内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、内閣府の土地等利用状況審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聞いて、当該土地等の利用者に対し、必要な措置を執るべき旨を勧告することができます。

また、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該措置を執るよう命じることができます。

5 本市指定候補区域

令和5年9月11日に開催された審議会において、次の重要施設の周辺の区域について、「注視区域」・「特別注視区域」としての指定の候補であることが提示されました。

区域の種別	名称（重要施設）	施設の所管	施設の所在地区
特別注視区域	膳棚山受信所	自衛隊	広・川尻
	呉港務部第3区，呉警備隊，呉上陸所，呉地方総監部， 係船堀地区，からす小島係留所，自衛隊呉病院，呉第六突堤 <u>※呉地方総監部及び係船堀地区が，特別注視区域の指定事由</u>	自衛隊・米軍	中央
注視区域	灰ヶ峰無線中継所，灰ヶ峰通信施設	自衛隊・米軍	昭和
	呉港務部第3区，呉警備隊，呉上陸所，からす小島係留所， 自衛隊呉病院，呉第六突堤	自衛隊・米軍	中央
	吉浦燃料貯蔵所，大麗女弾薬庫	自衛隊	吉浦
	広弾薬庫	米軍	広

6 指定に係るスケジュール

令和5年9月11日 第6回土地等利用状況審議会（区域指定の候補提示）

令和5年10月～11月 第7回土地等利用状況審議会（区域指定の了承）

令和5年11月頃 区域指定の公示

令和5年12月頃 区域指定の施行

7 本市における市民への周知

本市に、「注視区域」・「特別注視区域」が指定された場合、所有権の移転等における届出等は市民に影響があることから、速やかに、市政だより，呉市ホームページ，SNS（フェイスブック等），リーフレット等により広報を行います。

また、国においては、宅地建物取引関係事業者に関係法令に関する周知を行うなど、適切な届出ができるよう広報を行っています。